

工事費内訳書提出にあたっての留意事項

入札参加者の適正な見積りを促すとともに談合等の不正行為の排除、ダンピング受注の防止等を図る観点から、工事費内訳書の提出を求めますので、提出にあたって留意してください。

1 対象工事

入札に付す全ての工事（予定価格（税込み）が130万円を超える工事）

2 工事費内訳書の作成等にあたっての留意事項

工事費内訳書の作成等にあたっては、下記の留意事項を厳守してください。

- (1) 入札金額（税抜き）が予定価格（税抜き）を超える場合は、その入札は無効となりますので、見積価格（税抜き）が予定価格（税抜き）を超える場合は、入札を辞退してください。
なお、入札を辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意としますが、閲覧用設計図書等の工事費内訳書の項目（工種・種別）に一致させて作成してください。（項目を削除又は追加することは認めません。）
- (3) 表紙には、工事番号、工事名、商号又は名称を明記し、代表者の印を押印の上提出してください。
- (4) 値引きは、工事価格から値引きを行った場合に記入してください。ただし、値引きを行わない場合の記入は、「0円」と記入してください。なお、値引き額に上限はありません。
- (5) 工事費内訳書の提出について、これを書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- (6) 下記の必須要件が欠けた場合は、当該入札を無効とすることがあります。

- ① 工事費内訳書の見積価格と入札金額が一致していること。
・ 工事費内訳書の税抜き合計額（見積価格）と入札書記載の入札金額が一致していること。
- ② 記載すべき項目を満たしていること。
・ 当該工事の工事番号、工事名、商号又は名称が明記されており、入札参加者の代表者（入札に係る年間委任を受けている方を含む。）印が押印されていること。（表紙を添付しない場合は、工事費内訳書に記載が必要です。）
- ③ その他、工事費内訳書として不備がないこと。

3 工事費内訳書に不備等がある場合の例示

未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合)	①	工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	②	工事費内訳書と無関係な書類である場合
	③	他の工事の工事費内訳書である場合
	④	白紙である場合
	⑤	工事費内訳書に押印が欠けている場合
	⑥	工事費内訳書が特定できない場合
	⑦	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
記載すべき事項が欠けている場合	①	工事費内訳書の記載が全くない場合
	②	公告又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
添付すべきではない書類が添付されていた場合	①	他の工事の工事費内訳書が添付されていた場合
添付すべき事項に誤りがある場合	①	発注者名に誤りがある場合
	②	発注工事名に誤りがある場合
	③	提出業者名に誤りがある場合
	④	工事費内訳書の見積金額が入札金額と異なる場合
その他未提出又は不備がある場合		